斜里町プレミアム付商品券事業　取扱店募集要領

斜里町内に店舗のある商店等において使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

１．取扱店参加資格

　斜里町内の小売店、飲食店、その他サービス事業所など、町民が日常的に買い物を行うことができる店舗、事業所。

２．商品券の種類・内容

　（１）商品券の額面　　5,000円　／　1冊

　（２）販　 売 　額　　4,000円　／　1冊

　（３）商品券の券種　　商品券1枚あたりの額面･･･500円

　（４）利用期間　　令和元年10月1日　～　令和2年3月22日

　（５）購入対象者　　・令和元年度　住民税非課税者

　　　　　　　　　　　　・3歳未満の子が属する世帯の世帯主

　（６）購入限度　　1人　5冊まで

　（７）販売方法　　道の駅しゃり受付窓口、ウトロ支所窓口にて販売

３．商品券の使用制限

　　商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

　（１）出資や債務の支払い（税金、振込み手数料、電気・ガス･水道料金など）

　（２）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

　（３）たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

　（４）事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

　（５）土地・家屋購入、家賃・地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い

　（６）現金との交換、金融機関の預け入れ

　（７）風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い

　（８）特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

　（９）商品券の交換又は売買

４．使用済み商品券の換金手続

　（１）町は、 商品券の券面金額（５００円）に相当する金銭を支払うものとする。

　（２）換金の方法は、口座振込とする。

　（３）取扱店は、換金請求書により道の駅しゃり窓口（斜里ポテト協同組合取次所）に換金を申し出なければならない。

（４）換金受付期間は令和元年10月2日から令和2年3月25日までとし、期間を過ぎ

てからの換金には一切応じないものとする。

　（５）支払いは、換金申し出のあった月の直近10日20日30日に行うものとする。（休日、祝日の場合は前営業日）

５．取扱店の責務

　（１）特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。

　（２）商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

　（３）町との適切な連携体制を構築すること。

６．取扱店の周知

（１）対象者への購入引換券交付申請書送付時及び購入引換券送付時に、取扱店の一覧を同封。

（２）町ホームページ掲載

７．紛失等の責務

　　使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

８．申込方法

　 （１）斜里町プレミアム付商品券取扱店の登録を希望する事業所等は、登録申込書をFAX、メール、もしくは持参により以下に記載の場所に提出する。

　　 ・斜里町商工会員：斜里町商工会（TEL　0152-23-2185）

　　　　（FAX：23-0501　メール:shashoko@rose.ocn.ne.jp）

　　 ・商工会員以外：斜里町役場商工観光課商工労政係（TEL　0152-23-3131）

（FAX：23-5556　メール：[sh.rousei@town,shari.hokkaido.jp](mailto:sh.rousei@town,shari.hokkaido.jp)）

　（２）町内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに申込が必要。

９．募集期間

　　令和元年８月１日（木）から令和元年８月３０日（金）まで

　　登録申込み書等、斜里町商工会HP　 http://shari-shokokai.com/に掲載しています。